10月は『特殊詐欺被害撲滅強化月間』

特殊詐欺被害者が マネーロンダリング に利用される！

県内初認知

R8 － ⑧

危険 県内で「特殊詐欺被害者がマネーロンダリングに利用される事案」発生

【被害者】
山形市居住　70歳代　男性


※イラストはイメージです。

【被害概要】
①SNS型ロマンス詐欺による被害
■令和8年8月下旬、被害者は、マッチングアプリを通じて「山本」を名乗る女性と知り合い、LINEでやり取りを始めました。
■やり取りを重ねて好意を抱いた頃、山本から「私はファイナンシャルプランニングの資格を持っている。暗号資産で貯蓄すると毎日元金の0.6%の利益が出る。」などと投資を勧められ、合計5回、約38万円分の暗号資産を購入して送信しました。

②犯人からマネーロンダリングに利用される
■山本に貯蓄を全て使い切ったことを話すと「200万円を貸すので投資を続けて」などと言われ、口座に入金された200万円で暗号資産を購入して送信しました。
■さらに山本から「追加で250万円を貸す」と言われ、暗号資産を購入しようとしたところ、金融機関から詐欺ではないかと声を掛けられ被害に気付きました。
■その後の警察の捜査で、山本から入金された200万円と250万円は、別の特殊詐欺の被害者が振り込んだ被害金と判明し、犯人からマネー・ロンダリングに利用されていたことが分かりました。

注目! 「送金犯罪」に注意！　～それ、「犯罪」になってしまいますよ！～

◎正当な理由なく、報酬目的で自身の口座に振り込まれた現金や暗号資産等を別口座へ送金する行為等は、「送金犯罪」として新たに罰則の対象※となっています！

※本年7月10日改正：犯罪による収益の移転防止に関する法律

◎「指定された口座に送金するだけ」「リスクなしで稼げる高額バイト」といった募集は詐欺の可能性が高いので、応じないでください！

ズバリ SNS型投資・ロマンス詐欺に注意！～こんな時…それは詐欺！～

◎SNS上でいくら親しくなったとしても、一度も会ったことのない人から金銭を要求されたら詐欺を疑い、家族や警察にすぐに相談！



山形県特殊詐欺被害撲滅推進協議会

R8. 10. 23